

大分県報

令和六年
号外（三六）
三月二十九日

（金曜日）

目次

告示

大分県公共工事請負契約約款の一部改正……………
大分県土木設計業務等委託契約約款の一部改正……………

選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正……………

○告示

大分県告示第九十一号

大分県公共工事請負契約約款（平成二十三年大分県告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第三十四条第六項中「年二・五パーセント」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）」に改める。

第三十七条ただし書中「平成二十八年四月一日から令和六年三月三十一日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和六年三月三十一日までに、払出しが行われるものについては」を削る。

第五十五条第三項、第五十六条第五項及び第五十九条第二項中「年二・五パーセント」を「財務大臣の決定する率」に改める。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

大分県告示第九十二号

大分県土木設計業務等委託契約約款（平成二十三年大分県告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第三十四条第六項中「年二・五パーセント」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）」に改める。

第五十条第一項及び第二項、第五十一条第五項並びに第五十四条第二項中「年二・五パーセント」を「財務大臣の決定する率」に改める。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十五号

大分県選挙管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊廣

第六条を次のように改める。

（公文書の公開の実施方法）

第六条 条例第十三条第一項の実施機関が定める方法は、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、大分県選挙管理委員会が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付又は電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公開請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供とすることができる。

1 文書及び図画

- 閲覧
 写しの交付

2 録音テープ及びビデオテープ

- 専用機器による

3 その他の電磁的記録

- 用紙に出力し

大分県報号外（告示・選挙委告示）

第二号様式中

	<input type="checkbox"/> 再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> テーパに複写したものの交付	<input type="checkbox"/> たものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク等に複写したものの交付
--	--	--

を

閲覧・視聴
 用紙に複写し、又は出力したものの写しの交付
 電磁的記録媒体に複写したものの交付

に改め、同様式の

注2中「電磁的記録」や「公開の実施の方法」及び「事情」や「事情等」に改める。

第二号様式中「時 分 」や「時 分 から」に改め、同様式の注1中「公文書」や「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

第三号様式中「時 分 」や「時 分 から」に改め、同様式の注3中「公文書」や「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注4を削り、注5を注4とする。

第九号様式中

公開を実施する日	年 月 日	年 月 日
----------	-------	-------

を

公開を実施する日時	年 月 日	時 分 から
-----------	-------	--------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の第一号様式から第三号様式まで及び第九号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。